知っていてほしい　子どもの権利

～瀬戸市子どもの権利条例～

第3条
安全に安心して生きる権利

(1)　命が守られること。
(2)　愛情をもって大切に育てられること。
(3)　健康な生活ができ、適切な医療を受けられること。
(4)　虐待等のあらゆる暴力及び犯罪から守られること。
(5)　あらゆる差別を受けないこと。
(6)　プライバシーが守られること。

第4条
自分らしく生きる権利

(1)　自分の存在を認められ、尊重されること。
(2)　自分で自分のことを決めること。
(3)　自分の目標に向かって挑戦すること。

第5条
主体的に参加する権利

(1)　意見を表明する機会が与えられること。
(2)　自分の意見が尊重されること。
(3)　意見を表明するため、必要な情報の提供その他支援を受けられること。

第6条
のびのびと豊かに育つ権利

(1)　遊ぶこと。
(2)　学ぶこと。
(3)　食べること。
(4)　心及び体を休めること。
(5)　文化、芸術、スポーツ、社会体験等の豊かな自己を育む経験ができること。

第2次瀬戸市子ども総合計画　概要版
令和7年3月
瀬戸市　健康福祉部　こども未来課
愛知県瀬戸市追分町64番地の1　TEL:0561-82-7111（代）

概要版

第2次瀬戸市子ども総合計画

令和7年度 2025年度 ～ 令和11年度 2029年度

子どもにやさしいまち

子どもが、安全に安心して、自分らしく生き、
主体的に参加し、のびのびと豊かに育つことができるまち

瀬戸市

計画の目的

第2次瀬戸市子ども総合計画は、瀬戸市子ども総合計画に基づきこれまで取り組んできた施策を評価、検証し、新たな課題への対応も含め、本市の未来を担う子ども・若者の健やかな育ちを、まちぐるみで総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条における「市町村こども計画」と、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成します。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく成育医療等に関する計画

計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間です。

計画の対象

本計画の対象は、妊娠期を含めた0歳からおおむね39歳までの子ども・若者です。また、子ども・若者の家庭や地域等も対象とします。

妊娠期を含めた0歳から おおむね18歳まで	子ども
中学生年代から おおむね18歳まで	思春期 ※子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
中学生年代からおおむね29歳まで （施策によってはおおむね39歳まで）	若 者

※「子ども」の表記について、本計画においては、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合などの特別な場合を除き、「子ども」と表記します。

基本理念

子どもの最善の利益が優先して考慮されること

本市では、子ども・若者が自分らしく生きることができるように、過去の経験や固定観念等によって子どもに関することを決めるのではなく、「子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

瀬戸市子どもの権利条例において、「子どもの最善の利益が優先して考慮されることを基本理念とした瀬戸市子ども総合計画に基づき、子どもの健やかな育ちをまちぐるみで総合的かつ計画的に推進するに当たり、その基盤として子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境(子どもにやさしいまち)を整えることが重要となります。」と示していることも踏まえ、本計画の基本理念を、「子どもの最善の利益が優先して考慮されること」とします。

目指すまちの姿

子どもにやさしいまち

子どもが、安全に安心して、自分らしく生き、
主体的に参加し、のびのびと豊かに育つことができるまち

本市におけるこどもまんなか社会とは、子どもにやさしいまちのことです。

子どもにやさしいまちとは、子どもの権利を大人も子どもも理解し、保障される環境のことです。その環境が整うことで、子どもは、安全に安心して過ごすことができ、自分らしく生きられるのです。また、子ども自身がかかわることに主体的に参加し、意見を述べることもできます。その結果として、子ども・若者がそれぞれの夢や目標に向かって、のびのびと豊かに育つことができるのです。

本計画では、子どもの最善の利益が優先して考慮されながら、社会が子ども・若者を切れ目なく育てていくことを明確に示すため、瀬戸市子どもの権利条例に示す「子どもにやさしいまち（子どもの権利を守り、子どもの権利が保障される環境＝子どもが、安全に安心して、自分らしく生き、主体的に参加し、のびのびと豊かに育つことができるまち）」を目指すまちの姿として取り組んでいきます。

基本目標

（１）子どもの権利を守る

子どもは、生まれながらにして、一人一人が独立した人格を持ち、自らの力で未来を切り開く主体です。子どもは、大人と同じように、一人の人間として様々な権利を有しています。

しかしながら、子どもの権利は、差別や虐待、貧困、いじめ、自由な意思の表現が抑えられること等、守られていない状況もあり、子どもを取り巻く大人や社会全体で子どもの権利を守る必要があります。

子どもの権利の理解を促進し、子ども・若者をはじめ、保護者や地域、社会全体で子どもの権利を守る環境を整えていきます。また、子ども・若者が意見を表明し、社会に参画する機会を作っていきます。

施 策

① 子どもの権利の保障
② 子どもの権利に関する啓発

（２）子ども・若者の育ちの支援

こども基本法では、こどもとは「心身の発達の過程にある者をいう」とされています。これは、こどもが年齢に区切られるのではなく、こども・若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが、こども・若者にとっても、社会にとっても重要だからです。

子ども・若者が心身共に健やかに育ち、個性が尊重され、様々な遊びや学びの体験を通じて生き抜く力を育めるように支援していきます。

施 策

① 子どもの健康の支援
② 乳幼児期の子どもの育ちの支援
③ 豊かな学びの支援
④ 放課後対策
⑤ 子どもの居場所の確保
⑥ 子どもの豊かな体験の支援
⑦ 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

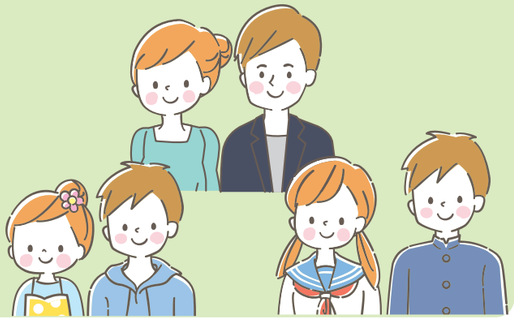

（３）子育て家庭への支援

子ども・若者にとって、家庭は大切な居場所であり、子ども・若者にとっての安全基地です。

しかし、子育てに係る環境が大きく変化している中で、子育て支援の在り方を変える時期に来ていると考えます。瀬戸市子どもの権利条例でも、保護者の責務だけではなく、地域住民等の役割を規定しています。そのうえで、社会全体で子ども・若者を育てていく風土づくり、文化づくりに向けた支援を行っていきます。

また、子ども・保護者が、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる子育て支援策の充実や相談体制の整備、生活と仕事の両立ができるよう社会環境を整備します。

施 策

① 子育て支援の充実
② 保育の充実
③ 経済的負担の軽減
④ 地域の子育て支援
⑤ 子どもが安全・安心に過ごせる環境の整備
⑥ 多様な働き方の支援

（４）困難な状況に対応する子ども・若者、その家庭への必要な支援

貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等、権利が侵害される状況にあり、子ども・若者とその家族を取り巻く環境に様々な困難を抱える人たちがいます。子ども・若者が持つ可能性を高めるためにも、その生まれ育った環境に左右されず、それぞれの夢や希望に向かって、幸せに暮らしていけるように、子どもの権利を守り、その家庭を含めた必要な支援を行います。

施 策

① 子どもの貧困問題への対応
② 児童虐待防止対策
③ 外国にルーツのある子ども・若者とその家庭への支援
④ 子どもの発達支援・その家族や地域への支援
⑤ 子ども・若者育成支援
⑥ 地域に根ざした青少年の健全育成

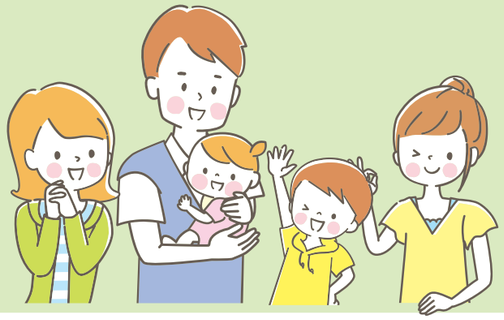

重点事業

①子ども・若者の意見の実現

子どもの権利の周知・擁護

子ども・若者会議を継続して開催し、
子どもの権利に関するさらなる周知活動や、
子どもの権利擁護に取り組み、
子ども・若者の主体的な活動を支援していきます。

子どもの権利の行使

本市が取り組む子ども・若者に関する
施策の推進や計画の策定にあたっては、
「主体的に参加する権利」を行使できるよう
子ども・若者の参画を促し、
意見表明の機会を拡充していきます。

②子ども・若者の居場所づくり

体験・交流

多様な体験や様々な人との交流、
信頼できる大人とのかかわりを持てるように、
地域の方々と協働し、
子ども・若者の声を聴きながら進めていきます。

孤独や孤立の解消・安心

孤独や孤立を感じる子ども・若者の
サポートを拡充するために、
家庭や学校だけでなく、
子ども・若者が安心して過ごせる場所を
さらに整備していきます。

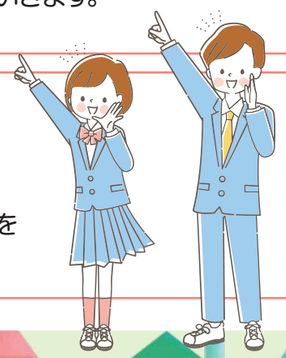

③こども若者家庭センター事業の充実

虐待予防・困難の早期発見

こども若者家庭センターを設置し、
すべての妊産婦や乳幼児にかかわる
母子保健機能を通じて、虐待への予防的な対応や
子育てに困難を抱える家庭の早期発見にも、
センターとして取り組んでいきます。

継続的で切れ目のない支援

子ども・若者とその家庭が困ったときに、
専門職による相談対応、地域資源の
掘り起こしや連携による家庭支援事業の推進、
関係機関との連携などにより、
継続的で切れ目のない支援を実施する
体制を強化します。